

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

令和7年8月分

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率		公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
				該 当 な し									

※公益法人の区分において「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその外所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

令和7年8月分

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率		再就職の役員の数	公益法人の場合			備 考
											公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
				該	当	な	し							

※公益法人の区分において「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその外所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

令和7年8月分

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備 考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
部外委託教育（サイバーセキュリティ）	航空自衛隊 第4術科学校 業務部会計課長 佐藤 賢 埼玉県熊谷市拾六間838	令和7年8月1日	TAC株式会社 東京都千代田区神田三崎町3-2-18	3010001022246	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,415,700	—				
部外委託講習（サイバーセキュリティ関連資格）	航空自衛隊 第4術科学校 業務部会計課長 佐藤 賢 埼玉県熊谷市拾六間838	令和7年8月29日	株式会社 ウチダ人材開発センタ 東京都墨田区横綱1-6-1 国際ファッションセンタービル	3010001086662	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,793,000	—				
				以 下 余 白								

※公益法人の区分において「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその外所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

令和7年8月分

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率		再就職の役員の数	公益法人の場合			備 考
											公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
				該	当	な	し							

※公益法人の区分において「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその外所要の調整を加えることができる。